

愛知県環境教育等推進協議会開催要領 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 愛知県環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく、愛知県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、協議会構成員が行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めることを目的とし、開催する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行い、行動計画の作成事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項</p> <p>② 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>③ その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項</p> <p>(2) 行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表1の委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、二年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 愛知県環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく、愛知県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、協議会構成員が行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めることを目的とし、開催する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行い、行動計画の作成事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項</p> <p>② 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>③ その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項</p> <p>(2) 行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表1の委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、二年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 協議会には会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によって定め、会長代理は会長が指名する。
- 5 会長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 6 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 会議終了後に会議録を作成し、5年間保存する。

(分科会)

第5条 協議会に、会長が指定した事項について調査検討させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
- 3 分科会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によって定め、座長代理は座長が指名する。
- 4 座長は、分科会の会議を総括し、会議の進行にあたるとともに、分科会における検討事項の経過等について、協議会に報告する。
- 5 分科会の会議は、座長が召集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会及び分科会に関する庶務は、環境部環境活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 協議会には会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によって定め、会長代理は会長が指名する。
- 5 会長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 6 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 会議終了後に会議録を作成し、5年間保存する。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会は、「行動計画」の具体的な内容を検討するためワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表2の委員をもって構成する。
- 3 ワーキンググループには座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によって定め、座長代理は座長が指名する。
- 4 座長は、ワーキンググループの会議を総括し、会議の進行にあたるとともに、ワーキンググループにおける検討事項の経過等について、協議会に報告する。
- 5 ワーキンググループの会議は、座長が召集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会及びワーキンググループに関する庶務は、環境部環境活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

この要領は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。